

第4回 柳原地区まちづくり協議会概要

議 題	第4回 柳原地区まちづくり協議会		
日 時	令和7年(2025年)1月30日(木) 開催	場所等	千住あずま住区センター 4階会議室
出席者	足立区 (事務局)	足立区建築防災課(以下、「区」という。) 4名 千住区民事務所 1名 コンサルタント(まちづくり研究所) 3名	
	参加者	協議会会員 10名	
資 料	次第 柳原地区まちづくり協議会名簿(会員) 資料1 防災街区整備地区計画(原案)説明会の報告 資料2 「柳原らしさ」について 資料3 協議会の部会活動について		
項番	議事・意見要約		
1	協議会下川会長 挨拶 ・防災まちづくり協議会も4回目を迎える。地区のルールについては説明会も開催され、固まりつつあると感じている。一方ルール作りのほかに本日の議題にある「柳原らしさ」についても議論をしていくことになると思う。よろしく願いいたします。		
2	足立区建築防災小木曾課長より挨拶 ・昨年末に地区計画等の説明会を開催した。出席いただいた皆様ありがとうございました。昨年12月の都市計画審議会の事前説明では千住大川端地区の取り組みと連携するようという意見が出たので、次回第5回協議会で説明させていただきたい。		
3	資料1～2について、配布資料にて、コンサルタントより説明し、「柳原らしさ」とは何かについてグループワークを行いグループごとに発表した。		

グループAの意見

【子どもたちや若い世代のこと】

- ・令和5年度に千寿桜堤中学校と協議会(勉強会)の懇談会があったが、子どもたちと自分達のような高齢者が考える「柳原らしさ」はギャップがあるように思う。
- ・古くから住んでいる人は商店街や木電気の良さを感じるかもしれないが、子ども達や若い人はそんなことは感じていない。
- ・若い人や新しい転入者にとっては、柳原のよさというと、交通の便の良さや家賃の安さに尽きるように思う。
- ・今後のまちの変化もふまえて「柳原らしさ」をとらえるべきだ。
- ・小学校3年生の学習指導要領で、地域学習が位置づいている。柳原では、まちの中にある銭湯探しやあそび場探しをしている。
- ・銭湯は、柳原に以前は3か所あったが、今は1か所大和湯のみ。
- ・あそび場はタロヤマしかない。もっと公園があるとよい。
- ・千草園ではザリガニが大人気(外来種なので持ち帰りは基本的に禁止)。他に蝉の抜け殻調べや鳴く虫調べなどもやっている。
- ・子どもたちにとって自然にふれることはとても大切。そういう場所が増えるとよい。
- ・小学校3年生向けのゲストスピーカーに協議会や部会の活動を話す機会があるとよい。

【路地文化、路地裏のよさ】

- ・テレビ「新日本風土記」で千住が特集されたが、昔ながらの路地のよさが取り上げられていた。そもそも路地文化とは何だろうか。本当に残すべきものなのだろうか。
- ・路地文化を残すといっても、まちの安全性を妨げるようなことはだめ。
- ・計画道路が拡幅されて防災性も向上するだろう。しかしその道路に交差する細い道(ほとんどが私道)は、どうにもならない。
- ・行止まりも多い。奥の家で火が発生したら逃げられないだろう。そう考えると路地がよいかどうか。
- ・路地裏のよさは暮らしていると感じる。例えば、人と人が交流したり、ちょっと立ち止まって話したり、人々のつながりやコミュニティがある。
- ・どういうところに良さがあるのか、対象を決めて見て廻るとよい。
- ・千住仲町の古民家をリノベーションして外から若い人が集まっている。遊びに来るだけで住むつもりはないように思う。彼らは何かを作りたいと思っているのだろうか。

【町会やコミュニティのこと】

- ・町会はコミュニティとして大切な機能だが、加入は横ばい。
- ・ゴミの問題は町会として常にかかえている。当番制にしている町会もある。
- ・柳原にはワンルームが増え、若い人が多く住んでいるが、ほとんど不在にしているのでコミュニケーションをとることが難しい。挨拶程度はする。
- ・普段顔を合わせない近隣には、何か一緒に巻き込んでやってみるとよいのではないか。
- ・定住率がどれ位なのか知りたい。
- ・町会という組織だけに頼らずに、ちょっとした集いなどは有志でやれるとよいし、やりやすいだろう。
- ・古くから住むものとしては、住み続ける、住み継げることが大切。

4-1

グループBの意見

【人のつながりを大切にしていること】

- ・隣に住んでいる人がわかるまちづくり、人のつながりを大切にしている。
- ・新築で町に新しい人が引越してきたら、町会で作成しているチラシ(町会員の人数など記載)を持って訪問、町会加入勧誘をしている。
- ・所帯を持っておられる人は返事があるが、単身の人はほとんど拒否。
- ・西町会では入会するとヘルメットなど防災に関するものを配布している。
- ・誰かわからないが、すれちがうと挨拶してくれる人がいる。
- ・「大きなお世話」が大切。
- ・孤独死が起きないようにしたい。

【町会や町会同士のつながりについて】

- ・町会費 550 円ほど。町会には地区の大体 70%が加入。
- ・柳原一丁目(東・南町会)と二丁目(北・西町会)で柳原地区と呼ばれ、記録に残っているだけでも約 70 年ほどたつ。
- ・町会同士の連携もよく柳原稲荷神社を中心に地区単位で 3 年に 1 回本祭りを開催。一年に一回陰祭を開催できている。一緒になって盛り上げていく風土がある。
- ・若い人に引き継ぎたい。今まで町会には定年退職した人や個人経営の人が関わってきたが、最近若い人が入ってこないことが課題。
- ・東町会は昨年新しい人が加入した。

【まちについて】

4-2

- ・当グループのメンバーは柳原生まれ、育ちがほとんど。結婚で住み始めた人も住み始めて 60 年は経っている。
- ・2007 年の柳原稲荷神社付近での火事は死者も出る大火事だった。道が狭くて消防車が入れなかったことが要因のひとつ。消防車が 80 台ぐらいきても、放水するわけではなく、その時に「ここよりも火が外に行かないように守るのが役目」と言われた。
- ・全ての道を消防車が入れるようにすることは不可能だが、計画通りに幅 6 m の道路ができればそこまで消防車が入れて消火活動もできる。
- ・現在の細い道でも消防車が曲がって入れるように練習したりもしている。ただ、柳原一丁目防災生活道路 5 号に消防車が曲がりにくい交差点がある。
- ・広く整備されている大踏切通りは車の交通量が少なく、静かで散歩しやすくていい。暮らしやすい。
- ・安全・安心のために道を広げることも大切だが、静かに暮らせることも大切。
- ・通過交通で車がどんどん入ってくるようなことは大踏切との兼ね合いもあってないと思う。
- ・東武伊勢崎線ガード下は高さが低く、交通の難所。
- ・牛田駅・京成関屋駅が近く、電車による交通の便はよい。
- ・地区内でもスーパーから離れているところに住んでいれば買い物が大変。
- ・排水勾配で道路が少し斜めになっているが、シルバーカーや車椅子の移動がしにくい。
- ・細い路地は便所桶を担いで通れば良かったので、あの細さ。防災生活道路も拡幅するのに 100 年はかかると思う。
- ・かつてもんじゃ屋や駄菓子屋が商店街通り沿いに多くあった。

	<ul style="list-style-type: none"> ・深井戸が桜堤中学校にある。 ・公園にかまどベンチがあれば、町会の餅つきに訓練をかねて使えたりする。イベント形式だと楽しく学べていい。 ・今年度から4町会(各10台)に防犯カメラが40台設置。闇バイトや犯罪抑止効果が期待できる。 <p>【まちにほしいこと・必要なこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バスがかつて一丁目の旧水路の道路を通っていたが、現在バスは廃止され、移動が大変。バスを通してほしい。 ・かつて、銭湯は地区内に3つあったが、閉業し、今は「大和湯」一つしかない。孫が来たら連れていく。地区外からも大和湯に入りにくる人がいるほど人気なので、柳原らしさとして残していきたい。経営不振でも続けられるように行政も支援してほしい。 ・普段集まれる場所があるとよい。子どもが集まることができる公園や、空家を改修して、かつて地区内にも多くあり最近人気と聞く駄菓子屋などができるとよい。 ・高齢者が気軽に憩える場所としてコーヒーが200-300円で飲める安い喫茶店のような場所があるとよい。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・コンサルタントから資料3（協議会の部会活動について）の説明を行った。
6	<p>【質疑回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気火災の防止のため、東京都が感震ブレーカーを配布していると聞いた。区から配布できないのか。 <p>(建築防災課)感震ブレーカーは、東京都とは別に足立区でも設置助成事業があり、建築防災課が担当している。設置箇所も動作も異なる。</p> <p>【参考】足立区の感震ブレーカー設置助成は令和6年度約800件行った。来年度の助成内容は未定のため、同様の助成があるかはわからない。詳細は別紙資料をご覧ください。</p>
7	<p>まとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回第5回協議会を2月20日(木)に開催。 ・役員改選について <p>第2回協議会資料会則第6条の定めにより、次回の今年度最後の協議会で次期会長・副会長を選任したい。再選も可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回の議事について「役員の選任」「部会活動について」「第3号まちづくりニュースについて」「千住大川端地区について」を予定。

足立区感震ブレーカー等設置推進事業助成申込書兼住民登録等調査閲覧同意書

申請者	(ふりがな) 氏名	
	住所	〒 TEL
	<input type="checkbox"/> 一般世帯 <input type="checkbox"/> 特例世帯（65歳以上を含む・要介護者を含む・障がい者を含む・非課税者のみの世帯）	
	<input type="checkbox"/> 一般賃貸住宅所有者 <input type="checkbox"/> 特例賃貸住宅所有者（65歳以上・要介護者・障がい者・非課税者のみ）	
	<input type="checkbox"/> 建物の所有者であることを確認した。 ※一般・特例賃貸住宅所有者として申請した場合のみ <input type="checkbox"/> 特別区民税の納税を滞納していません	

※申請者の欄については申請者ご本人が手書きしてください

建物概要	住所	東京都足立区	<input type="checkbox"/> 住宅の所在地は、特定地域内です
	家屋の用途	① 戸建住宅 ② 共同住宅（住宅戸数 _____ 戸）	
	家屋との関係	① 居住者 ② 所有者	
設置器具	<input type="checkbox"/> 分電盤タイプ <input type="checkbox"/> 簡易タイプ(高性能型)		
	メーカー名		
	品番		
施工者名 連絡先		住所	
申込個数	個	見積金額	円（消費税抜き）
<input type="checkbox"/> 賃貸住宅の場合（ ①居住者 ②所有者 ）の了承を得ています			
<input type="checkbox"/> 施工者は代理受領が可能のため、助成金の支払いは代理受領を希望します			

私は足立区感震ブレーカー等設置推進事業助成金交付申請にあたり（1については私及び私の世帯員について）、下記の事項を関係職員が調査のため閲覧することに同意します。

- 1 住民登録の状況
- 2 特別区民税の納税状況

年 月 日

足立区 長

申請者氏名



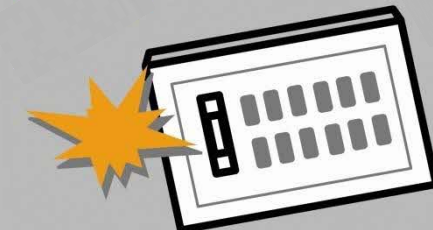
※1 申請者本人が手書きしない場合は記名押印をお願いします。

問合せ先 申込み・申請先	〒120-8510 足立区中央本町一丁目17番1号 あだちく けんちくほうさいか たいしんかすいしんだいいち・だいにかり 足立区 建築防災課 耐震化推進第一・第二係 電話03(3880)5317
-----------------	---

感震ブレーカー

最大8万円の助成！

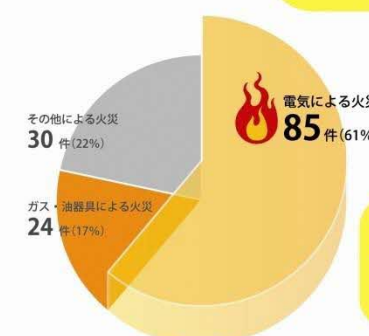
震度5強で
ブレーカーが落ちる



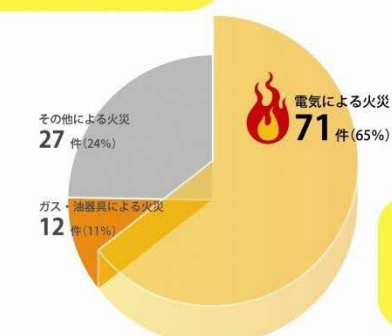
令和元年10月より
新耐震基準も助成対象に
助成条件が緩和！



大規模地震時における火災の発生状況



阪神・淡路大震災
(平成7年1月)



東日本大震災
(平成23年3月)



大規模震災発生時における火災による足立区内の死亡者想定 約300人とされています。

地震による電気火災対策では、**感震ブレーカーが効果的です。**

定期的な作動性能の確認や、必要に応じて部品等の交換を行いましょう。

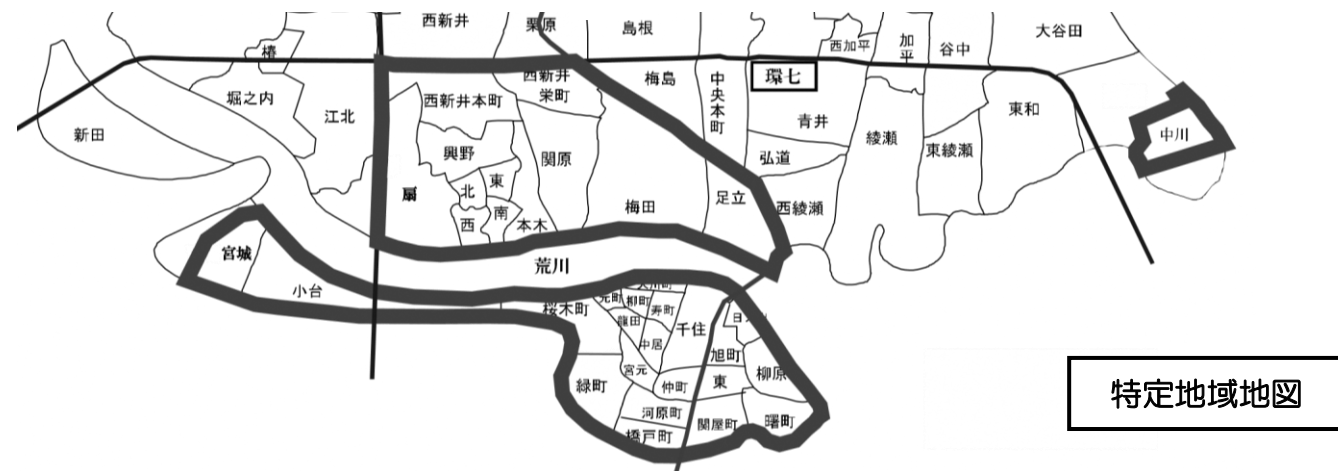
詳しくは次のページに

特定地域内にある住宅へ感震ブレーカー等の設置に係る費用の一部を助成します。

STEP 1 助成対象の確認：申込みできるか確認しましょう

1 対象地域：設置を希望する住宅は、特定地域内ですか？

特定地域	千住地域	千住一丁目から五丁目まで、千住曙町、千住旭町、千住大川町、千住河原町、千住寿町、千住関屋町、千住龍田町、千住中居町、千住仲町、千住橋戸町、千住宮元町、千住元町、千住柳町、千住東一丁目及び二丁目、千住桜木一丁目及び二丁目、千住緑町一丁目から三丁目まで、日ノ出町並びに柳原一丁目及び二丁目の地域
	中川地域	中川二丁目及び三丁目の地域
	小台宮城地域	小台一丁目及び二丁目並びに宮城一丁目の地域
	本木梅田周辺地域	足立一丁目から四丁目まで、梅田一丁目から八丁目まで、扇一丁目、扇三丁目、興野一丁目及び二丁目、関原一丁目から三丁目まで、西新井栄町一丁目から三丁目まで、西新井本町一丁目から五丁目まで、本木北町、本木西町、本木東町、本木南町並びに本木一丁目及び二丁目の地域



2 対象：一般世帯または特例世帯ですか？

助成器具、助成率、額

一般世帯	特定地域内にある住宅で 居住する個人もしくは 賃貸住宅所有者（法人を除く）	助成条件緩和！	分電盤タイプ	設置費用の3分の2 最大5万円まで
			簡易タイプ （高機能型）	設置費用の3分の2 最大8千円まで
特例世帯	一般世帯のうち、次のいずれかに該当する世帯 もしくは賃貸住宅所有者 ・65歳以上の方が含まれる ・要介護者が含まれる（要介護3～5） ・障がい者が含まれる （身体障害1～4級、精神障害1～3級、知的障害愛の手帳総合判定で1～4度） ・非課税者のみ	緩和！	分電盤タイプ	設置費用の10分の10 最大8万円まで
			簡易タイプ （高機能型）	設置費用の10分の10 最大1万3千円まで

- 対象建物に居住している確認の住民票は、閲覧同意書を提出すれば区が確認することができます。
- 特例世帯の場合、年齢は世帯全員の住民票により、要介護者・障がい者は各手帳等の写しにより、非課税世帯は足立区が発行する課税証明書により、それぞれ確認します。
- 消費税は助成対象外です。また、助成金額は千円未満を切り捨てた金額となります。
- 簡易タイプの設置助成申請は協定を結んだ町会等で行える場合があります。

STEP 2

設置器具・費用の決定：設置するタイプをお選びください。

助成対象の感震ブレーカーは… 震度5強相当の地震をセンサーが感知したときに、警報を発し、約3分後にブレーカーを落として、電力供給を遮断する下記の器具が対象です。

分電盤タイプ	新規分電盤（丸ごと取り替え） 内蔵の感震装置 基本型の設置例	感震装置内蔵の基本型や、既設分電盤のとなりに設置する増設型（後付けタイプ）などがあります。 ・一般社団法人日本配線システム工業会による「感震機能付住宅用分電盤ガイドライン JWDS0007 付2」に適合するものであること。 ・全ての住宅に設置可能で、感震ブレーカーとして標準的なものです。 設置方法：お近くの電気工事店に設置を依頼する。 電気工事店をお探しの場合は、下記団体へお問合せください。 東京都電気工事工業組合 足立地区本部 TEL03(3883)7677 ※電気工事店によっては、見積もりが有料の場合があります。
	既設分電盤（今あるものを再利用） 増設型の感震装置 増設型の設置例	
簡易タイプ（高機能型）	平成29年4月より追加 設置例	既設分電盤に感震装置を粘着テープにて貼り付け、内蔵の電池により動作するものです。 ・一般財団法人日本消防設備安全センターの消防防災製品等推奨品であること。 ・既設分電盤の形状によっては、取付けできない場合があります。 費用：1万5千円程度（設置費を含む） 設置方法：区内業者へ設置を依頼する。（施工業者をお探しの場合は、足立区登録木造住宅耐震改修施工者名簿をご参照ください）

STEP 3

手続きのフロー：①から順番に行ってください。

① 見積もり	分電盤タイプ：お近くの電気工事店に、相談と見積もり依頼をしてください。 簡易タイプ（高機能型）：施工業者を選び、見積もり依頼をしてください。
② 申込み	工事を行う前に、必ず申込みを行ってください。※申込書は裏面にございます。 ・申込書に記入し、区へご提出ください。（持参または郵送のみ） ・区で受付け後、助成対象であることが確認できた方へ、申請書一式を郵送いたします。
③ 設置	申請書がお手元に到着後、設置を行ってください。 ・写真（設置前、設置中、設置後）を忘れずに撮影してください。 ・必ず領収書を受け取ってください。
④ 申請	設置完了後、申込みをした年度の1月末までに、申請書をご提出ください。 ・指定の申請書に必要な書類を添えて、区へご提出ください。（持参または郵送のみ） ・書類の審査後、助成が決定した方へ、決定通知書と請求書を郵送いたします。
⑤ 請求	申請をした年度の2月末までに、助成金の請求書を提出してください。 ・指定の請求書に記入し、区へご提出ください。（持参または郵送のみ） ・請求書の受理後、2週間程度で指定口座に振り込みを行います。
⑥ 完了	振り込みをご自身でご確認いただきましたら、今回の助成は 全て完了 となります。